

平成24年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成24年12月19日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第71号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第72号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第73号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第75号 本巢市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について
日程第8 議案第76号 市道路線の認定について
日程第9 議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
日程第10 議案第78号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第79号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第80号 平成24年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第13 発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第14 発議第7号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第15 発議第8号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	青 木 一 也
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	川 村 登志幸
企 画 部 長	石 川 博 紀	市 民 環 境 部 長	山 田 敏 晴
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	奈 良 村 竜 生	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 卓 郎	会 計 管 理 者	古 田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	五 井 淳 人		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と17番 遠山利美君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議長の命により産業建設委員会の報告をします。

12月13日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査と協議案件4件についての審査・協議を行いました。

初めに、産業建設部関係の議案第76号 市道路線の認定についての審査を行いました。これまで市道路線の認定については委員会開催時に現地確認を行ってききましたが、委員全員による確認が必要となる場合を除き、委員各自による事前の現地確認や、執行部からの写真等の資料提供により審査することとし、今回、委員会開催時の現地確認は行いませんでした。

次に、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。補正予算に関連して人・農地プランについての説明も受けましたが、特に質疑等はありませんでした。

上下水道部関係の議案の審査・協議については、議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について、並びに議案第75号 本巢市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例についての審査を行った後、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてのう

ち、上下水道部に属する予算についてと、議案第78号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第79号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についての協議では、委員から公債費の利率はどれだけ下がったのかとの質問があり、担当部長から金融公庫等の利率についての説明がありました。

次の議案第80号 平成24年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑等はありませんでした。

以上、報告します。

議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

文教福祉委員会から報告をさせていただきます。

12月13日午後1時30分から、真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、白木教育長、各所管部局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件、協議案件1件の審査・協議を行いました。

初めに、本巢保育園、糸貫西幼稚園と子どもセンターの改築について現場視察を行いました。引き続き午後2時55分から市民環境部関係の協議案件、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、市民環境部に属する予算についての協議を行いました。委員から、住宅用太陽光発電システム設置整備事業は何年度まで継続するのかとの質問があり、平成32年度までを予定している旨の回答がありました。

健康福祉部関係では、議案第73号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、教育委員会関係では、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、教育委員会に属する予算についての協議を行いました。委員から、地震断層観察館の機器の修理については、故障修理ではなく、よりよいものに改良してはどうかとの要望や、修理完了後、いつから機器の使用が可能になるのかとの質問等がありました。

また、委員会への付託案件や協議案件のほかに、執行部から次の項目についての報告がありました。早野地内におけるフェロシルト不法投棄の経過報告について、国保診療所の診療体制の変更について、幼稚園・保育園及び子どもセンター改築工事進捗状況について、大野橋駅伝について。

以上、文教福祉委員会からの報告とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

総務企画委員会から報告をいたします。

12月14日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、青木副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件、協議案件1件の審査・協議を行いました。

初めに、総務部関係の議案第72号 本巣市税条例の一部を改正する条例についての審査と、議案第77号 平成24年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてのうち総務部に属する補正予算についての協議を行いました。

次に、企画部関係の議案では、議案第71号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査と、議案第77号 平成24年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてのうち企画部に属する補正予算について協議を行いました。

企画部長からは、補正予算の主なものは、給与関係では人事異動に伴う予算の組み替えと職員手当額の補正、公債費関係では、利率が下がったことによる償還利子の減額補正と償還元金の増額補正である旨の説明を受けましたが、補正予算についての質疑は特にありませんでした。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第71号及び日程第4 議案第72号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第71号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第72号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第71号及び議案第72号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告をお願いいたします。

総務企画委員会委員長 安藤重夫君。

総務企画委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、議案第71号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員からは、55歳以上でも全ての職員の勤務評定が極めて良好であれば、給与の削減につながらないのではないかとこの質問に対し、勤務評定には基準があり、例えば「極めて良好」との評価は5%以内といった上限を定めている。また、勤務評定がよい職員であっても、今回の改正により給与額は抑制されることになる旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第72号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員からは、今なぜこの時点で固定資産税評価審査委員の定数を削減するのかと質問があり、来年3月末で現在の委員の任期が満了するため、改選前に定数を改正したい旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第71号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

本件につきましては、付託前の質疑の中でも若干申し上げましたが、1つは人事院勧告にしたがって今回の措置をとるということでありますけれども、人事院勧告というのは、本来国家公務員を対象にした制度で、国家公務員と本巢市の職員の給与水準、給与状況等大きな違いがある中で、それをそのまま踏襲するという点についてはいかがなものかという点と、もう1つは、今の景気回復が求められている状況の中で、何よりも大切なことの1つは、家計を温めるということだというふうに言われています。そういったことから、公務員の給与を引き下げる、そのことを利用してまた民間の企業が下がるという悪循環に陥るとというのが、これまでの経過であります。そういった点からも、今回の改定については認められないというふうに考えています。

以上、反対討論です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の意見がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高橋君。

7番（高橋勝美君）

賛成討論をさせていただきます。

人事院勧告に従って、万やむを得ず改正せなさいかんのじゃないかと思いますが、国政のほうもいろいろ変わってきますから、今後はまた変わってくるかと思いますが、これは一時的でもいいから改正をせないけないということで、賛成の討論をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第71号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第72号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第72号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第73号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第73号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第73号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 舩渡洋子君。

文教福祉委員会委員長（舩渡洋子君）

それでは、議案第73号 本巣市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

委員から、糸貫東幼稚園の園児は、当分の間、既存の糸貫西幼稚園へ通園することになるが、保護者からの意見は出ていないか。また、園児を全員収容できるのかとの質問に対し、担当部長からバスや自家用車による送迎をお願いすることになるが、特に意見はなく、広さにも問題はないとの回答がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第73号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第74号から日程第8 議案第76号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてから日程第8 議案第76号 市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

議案第74号から議案第76号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 鵜飼静雄君。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、産業建設委員会から報告します。

まず、議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

担当部長より、この条例の改正は下水道法施行令の水質基準の改正に伴い必要となったものであるとの説明の後、新旧対照表によりその内容について詳細な説明を受けました。委員からの質疑等は特になく、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 本巢市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について、審査の経過と結果について報告します。

担当部長より、この条例は下水道法の改正により、公共下水道の構造等は政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったため制定するものであるとの説明の後、条例の概要についての説明を受けました。委員からの質疑等は特になく、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第76号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告します。

執行部から、認定路線の位置図や写真により認定路線についての説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、宅地開発による道路は路盤が心配であり、指導が必要ではないかとの意見に対しては、執行部から、今後検討し、指導していきたいとの回答があり、3月議会までに執行部に検討を進めてもらい確認することとしました。また、根尾98号線は幅員が4メートルに満たない箇所があるが、認定基準に適合した道路に該当しているのかとの質問に対して、執行部から自治会要望による拡幅計画のある道路で、拡幅についての承諾も受けている旨の回答がありました。

本案について採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第74号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第75号 本巢市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第75号 本巣市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第76号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

この19ページですが、市道路線の認定、真正1216号線、先般、偶然にも火災がありまして、終点海老字道下129番地の6先、ここに載っております畑の中の小さな小屋が火災ということで駆けつけまして、偶然にも今回の市道の認定の道路を目にしたわけですが、うまくキャンバがとれておらず、水たまりができておるといようなものを目にしたわけですが、そういったことで、まだ車もそんなに通ってない状況の中から水たまりができるような舗装の状況というのはいかがなもんだといようなことを思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼委員長。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

先ほど報告しましたように、委員会での審査において出されました意見については、宅地開発等によって道路が市に寄附されて市道になっていくというような場合に、後々路盤が不安定になる心配があるという意見が出されまして、それに対して市としてきちんと指導をしていくということと、さらに有効な対応の仕方ということで3月に向けて検討していこうということで、確認をし合ったところであります。

今、そのときの段階で、一つ一つがどうこうという状況ではありませんでしたので、そのことについて審査はしてありません。全般的な話については、今申し上げたとおりであります。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

その旨はよくわかりますが、市道認定を今回いたしますと市の管理下に入るとのことですね。そういったものを、欠陥と言うにはちょっと言い過ぎかもしれませんが、キャンバがうまくとれておらずに水がたまるということは、アスファルトの耐久性に対しては、やはり大敵だと思うんですね。いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼委員長。

産業建設委員会委員長（鵜飼静雄君）

何度も申し上げますが、委員会としてそのことについて論議をしているわけではありませんし、基本的に話の中で出されましたのは、一定期間きちんと担保責任を問うとか、そういうようなことも含めて、現在やっている部分もありますけれども、今後全般的にどう対応していくかということについて、改めて検討しようということで終結をしております。それ以上、どうしてもということであれば、議長の判断により担当部長からということもありますけれども、委員長報告との関係でいえば、以上しか私としては言いようがありませんので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

8番 安藤君。

8番（安藤重夫君）

先ほども申し上げましたように、委員長に答弁を求めているわけではありません。委員長が言われるように、そのとおりだと思いますが、市に移管していきまして、市の資産になるわけですね。そういった場合、すぐにいかなもんだというような道路を近々にどうかなというような思いがありますので、担当部長から特別に発言がありましたらお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

委員長もその問題については委員会で話が出てないということですので。

〔発言する者あり〕

部長のほうに答弁を求めてもいいですか、委員長。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

午前9時43分 休憩

午前9時45分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再開をいたします。

そのほか、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第76号 市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第77号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今回、住宅用太陽光発電の整備補助金の増額補正980万が計上されておりますが、理由を聞きますと、申請が多くて、それに対する補助金だという説明でございましたが、地域の申請状況、地域の傾向についてどのような状況かお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

ちょっとどこの地域とまでは把握しておりませんが、申請件数は特に今回多くなったのは8月ごろ、この辺が32件ほどございましたので、それでちょっとふえたということで、今回補正を申しわけございませんが、地域まで把握してませんので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

どうしても聞きたいんですが、誰かほかの人でもその状況がわかる方がおれば、御説明願いたいです。

議長（後藤壽太郎君）

暫時休憩します。

午前9時47分 休憩

午前10時14分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

先ほどの黒田君の質問に対する答弁を、市民環境部長 山田敏晴君お願いします。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、実績でございますけれども、平成23年度の50件の内訳としましては、根尾地域が2件、本巣地域が9件、糸貫が16件、真正が23件でございます。

本年度の74件の内訳でございますけれども、根尾地域が1件と本巣地域が13件、糸貫、真正両地域とも30件ずつでございます。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、地域の申請傾向について御説明いただきましたが、数字にこのような差があるわけですが、その原因といたしますか、理由をどのように把握されておりますか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

当然、太陽光の関係でございますので、特に根尾地域ですと山間地域もでございますので、当然、熱効率とかそこら辺の関係と、あと雪の関係です。その辺の関係で、設置してもなかなか採算が合わないということで、ひょっとしたら少ないかなあというふうで思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

3番 黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、原因についてということで説明がありましたが、本巣市というところは、雪崩注意報が発令されて、それを南部の方は大変違和感を持つような大変特異な地域でございます。皆さん御承知の

とおり南北に大変広い地域でございます、当然気象条件が大きく変わるわけでございます。最近をとりますとも、この12月、根尾では2回目の積雪があったわけでございますが、12月10日月曜日でございます。一番南部の真正では20センチ積雪があったとって大騒ぎしておりましたが、私のところでは65センチの積雪があったというような、大変気象条件の差が激しい地域でございます。

当然、太陽光発電というものは、その日射量とか日射時間によって発電量が大きく違ってきますので、この申請の状況を見てもわかるように、それによってためらう、また差が出てくるのが原因かと思えます。でありますので、これは大変いい事業でありますので、この新エネルギーをつくるということをぜひとも推進していきたい中で、やはり全市が公平であるために何らかのそういった地域補正と申しますか、そういうのをやって、全市が同じ条件にしなければ、私はフェアではないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

当然、山間地域ということですので、一応今のところ基本はこれでいきたいと今思っておりますけど、ただ、この類似しました地域、揖斐川なり山県、あっちの辺の近隣市町の環境も1回確認しまして、またそこら辺も踏まえて検討できるものは検討していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

断層観察館について伺いたしますが、今回地球儀モニターの修繕ということで予算が立てられています。断層観察館につきましては、そのほかにもふぐあいがあったと思えますけれども、あとどういふふぐあいがあるのかということと、それに対してどう対応されるのか伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

ほかのふぐあいですけれども、地震体験館に3Dシアターと起振装置の設備がございますけれども、そのフィルムが劣化をしておるということで、この9月に1本新調をして、今のところ何とか稼働をしておるという状況でございますが、この先、修繕用の部品も生産が中止をされるということで、デジタル化が必要というふうになっております。それで、教育委員会としては、来年度に予算要求を進めている予定でございます。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

9番 道下君。

9番（道下和茂君）

一般会計補正予算書の11ページ、款12公債費、目01、02の利率見直し方式の償還元金、償還利子についてお聞きをいたします。

今回、書きかえを行ったのは、何年物がそれぞれ何本で、利子の開きの大きいものの順に3番目ぐらいまで何%が何%になったのかと、それから縁故資金が入っていないのかをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、今回の見直しでございますが、10年による見直しと、5年による見直しによるものがございます。

まず、10年に見直しするものでございますけれども、これにつきましては、平成14年に借り入れしました資金でございます、これが6本ございます。利率につきましては、6本とも1.4から0.6%に下がっております。

それから、5年の見直しによるものにつきましては、平成19年に借り入れしたものでございますけれども、これについても6本ございます。利率につきましては、6本とも1.3%から0.3%になったということで、合計12本ございます。

それから借り入れでございますが、この12本とも政府資金による借り入れというものでございます。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第77号 平成24年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につい

ては、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第78号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第78号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第78号 平成24年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第79号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、議案第79号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第79号 平成24年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第80号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第80号 平成24年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第80号 平成24年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

13番 瀬川治男君。

13番（瀬川治男君）

発議第6号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

本巢市議会委員会条例（平成16年本巢市条例第160号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び本巢市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成24年12月19日提出。提出者、本巢市議会議員 瀬川治男。賛成者、本巢市議会議員 鵜飼静雄、賛成者、本巢市議会議員 道下和茂。本巢市議会議長 後藤壽太郎様。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い、この条例を定めるものである。

以上です。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第6号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、発議第7号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

7番 高橋勝美君。

7番（高橋勝美君）

発議第7号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について。

本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を改正するという事で、改正の趣旨としましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布によりまして、修正の動議及び委員会に関する規定の条文番号を改正するよう地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されましたので、地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成24年12月19日提出。提出者、本巣市議会議員 高橋勝美。賛成者、本巣市議会議員 遠山利美、賛成者、本巣市議会議員 高田文一。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に

伴いまして、この規則を定めるものであります。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第7号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、発議第8号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者に説明を求めます。

6番 高田文一君。

6番（高田文一君）

それでは、議長の命によりまして提案と説明をさせていただきます。

発議第8号 本巣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本巣市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年本巣市条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により提出する。平成24年12月19日提出。提出者、本巣市議会議員 高田文一。賛成者、本巣市議会議員 遠山利美、同じく高橋勝美。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い、この条例を定めるものである。

なお、追加説明をさせていただきます。

既に前回の全協でお配りしてございます資料、及び本日お手元でございます説明資料の9ページでございますが、新旧対照表が添付してございますので、これに基づきまして主な内容について説明をさせていただきます。

既に配付させていただいておりました全協の中で、この政務活動費の経緯というものがございまして、そこの中に大きく3点についての今回の政務調査費の説明がございました。それは、全国市議会議長会の資料ということで既にいただいておるわけでございますけれども、1つは名称を「政務活動費」に、そして交付目的を議員の調査・研究、その他の活動に資するために改めることと、2つ目が政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることになっています。3つ目が、議長は政務活動費について、その使途の透明性の確保に努める。大きくはこの3点をもとにして、今回新旧対照表をつけさせていただいておるものでございます。

一番最初に、「政務調査費」を「政務活動費」ということで、ずっと各条文、項を改正案として新旧対照表の中にも書かせていただいております。

さらに、2つ目の経費の範囲を条例で定めるということでございまして、新旧対照表の12ページをごらんいただきますと、そこに新たに「経費に充てることができるものとする」ということで、きちんと条例文書化してございます。

さらに、透明性の確保ということで、新旧対照表の14ページに透明性の確保ということで、先ほど申し上げました透明性の条文を追加挿入したものでございます。

主な基本的な考え方をもとにした改正案の説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今、8号が説明されたんですけども、私はもともとが政務調査費等の交付というものに対して賛成をしておりませんので、こういう改正案とか、そういうものに対する質疑に加わるのは、私の趣旨に反しますので、退席をさせていただきます。

〔2番 鏝本規之君 退場〕

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しておりますので、会議を続行します。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第8号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔2番 鏑本規之君 入場〕

それでは、議席番号2番 鏑本君が出席されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成24年第5回本巢市議会定例会を閉会といたします。22日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員